

第7号議案

ふじみ野市職員の修学部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の2第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が修学部分休業を申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、次条に規定する教育施設における修学のため、当該修学に必要なと認められる期間として第4条に規定する期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「修学部分休業」という。）を承認することができる。

2 前項の規定による承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、5分を単位として行うものとする。

(教育施設)

第3条 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科、同法第97条に規定する大学院及び同法第108条に規定する短期大学を含む。）
- (2) 学校教育法第115条に規定する高等専門学校
- (3) 学校教育法第124条に規定する専修学校
- (4) 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の公務に関する能力の向上に資する教育施設として任命権者が認めるもの

(修学部分休業の期間)

第4条 法第26条の2第1項の条例で定める期間は、2年を超えない範囲内において任命権者が必要と認める期間とする。

(修学部分休業取得中の給与)

第5条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、ふじみ野市職員の給与に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第41号）第13条の2の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（給料の調整額を含む。）及び規則で定める手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(修学部分休業の承認の取消し)

第6条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次の各号のいずれかに該

当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。
- (2) 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。
- (3) 修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していることその他の事情により、修学部分休業に係る修学に支障が生じているとき。
- (4) 当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で、当該職員の同意を得たとき。

(報告)

第7条 修学部分休業をしている職員は、任命権者から求められたときは、教育施設の課程の履修の状況について報告しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月21日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるため、ふじみ野市職員の修学部分休業に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。